湖西市条例第28号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年9月16日

湖西市長　田内治之

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（湖西市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条　湖西市監査委員に関する条例（昭和39年湖西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（湖西市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正）

第2条　次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1)　湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年湖西市条例第23号）第5条

(2)　湖西市病院事業の設置等に関する条例（平成22年湖西市条例第30号）第6条

(3)　湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成29年湖西市条例第37号）第5条

附　則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。